

## 令和4年度 第3回男女共同参画審議会概要

### 日時

令和4年7月7日（木） 10時00分～11時30分

### 場所

流山市役所第1庁舎4階 第1・2委員会室

### 出席委員

北川会長、大塚副会長、田中委員、加茂委員、飯野委員、竹内委員、  
大久保委員、黒部委員

### 事務局

須郷総合政策部長、伊藤企画政策課長、秋葉男女共同参画室長、小西  
主任主事

### 傍聴者

2名

### 議題

- (1) (仮称)流山市多様性を尊重する社会推進条例 骨子(案)について
- (2) 男女共同参画の新たな施策 答申(案)について
- (2) その他

### 資料

- 資料1 (仮称)流山市多様性を尊重する社会推進条例 骨子(案)  
資料2 男女共同参画の新たな施策 答申(案)  
別添 流山市多様性を尊重する社会推進条例 骨子(案)

## 議事録（概要）

（須郷総合政策部長）

これまでの審議を踏まえ、本日は答申（案）を提示させていただく。引き続き、忌憚のないご意見をお願いしたい。

（北川会長）

ただ今から、令和4年度第3回流山市男女共同参画審議会を開会する。議事に先立ち、本日の会議は委員12名中8名が出席しているため、流山市附属機関に関する条例第5条の規定に基づき本会議が成立していることを報告する。傍聴している方には、この審議会の進行がスムーズにいくようご協力をお願いしたい。流山市では審議会等の会議の公開に関する指針を策定しており、審議会の会議は原則公開とする旨を規定しているためご承知おきいただきたい。

今日の議題は主に2点。（仮称）流山市多様性を尊重する社会推進条例の骨子（案）と、男女共同参画の新たな施策の答申（案）について。前日も皆様から色々なご意見をいただいたが、最終的な答申の段階となるため、本日も議論をお願いしたい。

（事務局）

《資料確認》

資料1の骨子（案）と資料2で別添としている骨子（案）は同一のため、骨子（案）の説明とあわせて答申（案）の説明をさせていただく。

《資料1・資料2別添 （仮称）流山市多様性を尊重する社会推進条例骨子（案）説明》

《資料2 男女共同参画の新たな施策 答申（案）説明》

事務局で会長・副会長と調整させていただいたものを答申（案）としている。文言等修正があればご意見をいただきたい。この答申（案）に骨子（案）を別添としてつけたものを答申とする。

(会長)

前回の審議会で、諮問に対する答申については、皆様からのご意見を反映し、それを審議会として了解しているということをご共有していると考えている。骨子(案)については、審議会として、条例に盛り込みたい内容を示してお返ししたいと考えている。骨子(案)に書けない部分は意見として文章にまとめることになるため、しっかり議論をしていただきたい。最終的には、皆様からのご意見を十分に踏まえ、皆様の了解を得たうえで答申(案)とさせていただきたいと考えている。

(大久保委員)

資料が届いたのがとても遅く、私の手元には昨日届いた。日中は外に出ていたが、資料を見ずに出席するのは審議委員としてどうかと思うため、睡眠時間を削って目を通した。いくらなんでも前日は遅い。今後も審議が続くのであれば、せめて2日以上前には届くと良い。お忙しいとは思いますが、事務局には是非お願いしたい。

(会長)

2回目から3回目の期間が短かったこともあり、事務局も他のこともある中でここまで修正していただくには時間がかかってしまったのだと思うが、ご意見は仰る通りだと思う。事務局も大変とは思いますが、事前に考える時間を与えていただけるとありがたい。その方が審議会としてもスムーズに行く。

(大久保委員)

条例の審議に入ってから、初回に関しては当日配付もあった。この条例を踏まえて男女共同参画についてもっと調べたいこともあるため、せめて丸一日は調べる時間があると良い。もし次があるならお願いしたい。

(会長)

貴重なご意見であり、ありがたい。事務局には今後お願いしたい。

それでは、具体的な事項について、どこからでも良いのでご意見をいただきたい。

(竹内委員)

資料1と2に関連して、男女共同参画の定義が違うのはどういう理由からか伺いたい。また、資料1の項目No.6.差別的扱いの禁止等について、この項目が入ることにより条例が締まった感じがしてとても良いと感じられた。ただ、差別的扱いの禁止という言葉に対して、「助長することのないよう配慮しなければならない」だと少し弱さが感じられるため、そこは言葉を変えても良いのではないかと思う。

(北川会長)

平たい言葉でわかりやすい文章で書くという意図でこうなっているのかもしれないが、定義について、事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

資料2の修正が漏れてしまった。資料1に記載している定義としたい。

(北川会長)

項目No.6について、例えばどのようにしたら良いという考えはありますか。

(竹内委員)

「助長することなく適切に行わなければならない」あるいは、「助長せず、責任をもって行わなければならない」というものを考えた。必ずこれにしてくださいということではない。

(北川会長)

禁止なのに配慮だと整合性がとれないということはあるだろう。また、この項目の文章だけ「何人も」という言葉や「してはならない」という表現となっているため、「誰もが」や主体的な「～する」という表現に合わせた方が良いということも考えられる。

(飯野委員)

項目No.6について、一つ目で「差別的扱いの禁止」を言っていて、「等」

で二つ目を言っているのではないかと思った。情報発信というのは、言論の自由を担保すると考えると禁止的な項目をいうことが良いとは限らず、危険な部分もある。そのため、ここであえて「配慮しなければならない」という表現にしているのではないか。あくまでも差別的扱いは一つ目で禁止し、個人個人がSNSなどで意見を言う時に差別的なことを発信する時にも十分配慮してくださいという意味合いでとったが、そういうつもりではなかったか。

（伊藤企画政策課長）

飯野委員が仰った通りである。禁止というのは一つ目のところで、侵害してはならないとしている。情報発信については「禁止」という言葉までは使えないため「配慮」にとどめ、全体の項目の名称としては「禁止等」と一括りにしている。竹内委員の仰ったような、「適切に」や「責任をもって」という表記でも問題はないと思う。

（飯野委員）

「配慮しなければならない」というのが弱いというのは確かにそう思うため、例えば「十分に配慮しなければならない」として配慮を少し協調するということがか。

会長が仰った「何人も」について、ここを「誰もが」に置き換えてしまうと弱い感じがする。項目No.6は、多様性を尊重する社会を目指すうえで、ここは踏み越えては困るという最後のデッドラインとすると、ここは「何人も」というきつい表現でも良いのではないか。他の条文との整合性の問題は違和感がないわけではないが、強めに言うとするれば「何人も」で良いのではないかと思う。

（北川会長）

皆様にご賛同いただけたということであれば、「十分に」と一言付け加え、「十分に配慮しなければならない」とする。事務局から訂正文の確認をお願いしたい。

(事務局)

差別的扱いの禁止等について訂正したもので読ませていただく。何人も、多様性による不当な差別的扱いにより、他人の人権を侵害してはならない。何人も、情報発信に当たって、多様性を理由とする不当な差別を助長することのないよう十分に配慮しなければならない。

(北川会長)

皆様よろしいか。では、他のところでいかがか。

(大久保委員)

男女共同参画の定義についてオリジナルなのか。男女共同参画基本法第2条からの引用であれば、最初に「男女が、社会の対等な構成員として」と始まっている。なぜこれをあえて「誰もが」としているのか気になる。「参画する機会が確保され、」の後も、基本法第2条であれば、「男女が均等に」政治的、経済的、社会的と繋がっていき、比較的「男女」という言葉が入ってくる。これを削除し、言葉を変えているのがなぜなのか聞きたい。そもそもこの審議会は男女共同参画審議会であるが、なぜあえてその言葉を消すのか。前回インクルーシブについての話になった時に、国の第5次男女共同参画基本計画からの引用のため言葉は変えられないと言っていたと思うが、この定義を基本法から引用しているのであれば、ここを変えている理由は何なのか聞きたい。

(北川会長)

事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

基本的には男女共同参画社会基本法から引用しているが、前文やその他の条文でも「誰もが」という言葉を多用しているため、あえて「男女」という言葉を使わずに「誰もが」という言葉に変更した。前回の審議会では変えられないと言った部分については考え方の部分で条文ではないた

め、国の第5次男女共同参画基本計画の文章をそのまま引用していた。条文については市として書く部分であり、これまでの条文の中で「誰もが」という表現を多用しているため、ここも「誰もが」と置きかえた。

(北川会長)

事務局としては、「誰もが」という言葉の中に男女共同参画もインクルーシブされているということで変更したということだろう。

(大久保委員)

本来基本法では「男女が均等に」という文言が入っている定義中盤の部分についても、そのような考え方で削除されているということか。

(北川会長)

文章が長くなるとかえってわかりにくいということに配慮したのかもしれない。また、他の部分でも男女共同参画は取り上げられている。「誰もが」という言葉の中には男性も女性もすべて入っているということで理解したい。

(大塚副会長)

男女共同参画の定義としては、「男女」のことが入ってこないのは違和感がある。せめて、「誰もが」の後に「性別にかかわらず」という言葉が入る方が定義としては適切だと感じた。

(大久保委員)

まさに大塚副会長と同じ意見。男女共同参画の定義で「男女」を消していることに違和感がある。あえて男女共同参画の定義を書いているのにどうしてなのかと感じる。

(北川会長)

「誰もが」の次に「性別にかかわらず」という言葉を入れるということではよろしいか。「誰もが性別に」と続いても問題はないか。

(飯野委員)

誰もが、性別にかかわらず、と続くのであればおかしくないのではないか。

(大塚副会長)

「性別」という言葉にするか、今回の条例の定義に入っている「性別等」という言葉を使うか、どちらが良いか。

(飯野委員)

そこは判断が必要。

(北川会長)

「誰もが」の後に「性別等にかかわらず」と入れていただきたい。

(事務局)

読ませていただく。男女共同参画：誰もが、性別等にかかわらず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができることをいう、でよろしいか。

(伊藤企画政策課長)

今回事務局から「誰もが」と提示したが、男女共同参画の定義としては、「誰もが、性別等にかかわらず」とするよりも、ストレートに「男女が」とした方が、大久保委員も仰っていたようにふさわしいと思うがいかがか。後段の取組の中に男女共同参画を推進するという施策がある。その男女共同参画というのはまさに「男女」のことを言っていて、用語の定義にある「性別等」とは違う。男女共同参画基本法でいっている男女のことで定義した方がスムーズではないか。

(北川会長)

その方が明確にわかりやすくはなる。



(伊藤企画政策課長)

こちらで「誰もが」と提案して申し訳ないが、皆様の議論を聞いていて、「男女が」とした方が良いと感じた。

(大久保委員)

多様性に関しては次にあるため、ここははっきり「男女」としていただきたい。

(北川会長)

事務局から訂正文の確認をお願いしたい。

(事務局)

男女共同参画：男女が、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができることをいう。

(北川会長)

これでいきたいと思う。資料1に関して、他にはいかがか。

(飯野委員)

前文と基本理念にも関係するが、「かかわらず」の前に性別等、年齢、国籍、障害の有無等と4つ掲げてあるが、他の先進的な条例を見ると、文化的背景の違いという言葉も出てくる。前回も申し上げたが、人種ということもある。最後の「等」で包括しているため、なくてもそれを読み込んでいるとすれば済むが、いかがか。

(北川会長)

追加の文言が入るということか。どういう風に入れたら良いか。

(飯野委員)

入れるとすると、国籍の後に人種。

(北川会長)

人種があるなら民族もある。

(飯野委員)

他の先進的な条例を見ると「人種」はない。文化的背景という言葉で人種や民族のことを言い、それ以外を「等」で読み込んでいるのではないか。

(北川会長)

確かに国籍だけではない。人種や民族という言葉ではなく、文化的背景という言葉を入れた方が良くとお考えか。

(飯野委員)

他の先進的な条例と比べた時には、あった方が良くと思う。障害の有無と等の中に「文化的背景の違い」を入れてはどうか。

(北川会長)

事務局から訂正文を読み上げていただきたい。

(事務局)

誰もが性別等、年齢、国籍、障害の有無、文化的背景の違い等にかかわらず、とする。

(飯野委員)

非常に細かいことだが、資料1の前文冒頭、「流山市が、住みやすく豊かで調和のとれたまちであるために」の後に読点が必要。

項目No.5.市民等の役割の3つ目に「市の施策へ協力するよう努める」とあるが、「へ」ではなく「に」の方が適切ではないか。施策をシャープに捉えると「に」だが、大きく捉えると「へ」になる。「市の施策への協力」となっていたため「へ」になっていたと思うが、「市の施策へ協力するよう努める」と付け足したのであれば、「に」となるのではないかと思う。最終的には文言調整の中で確認していただければ良い。

(北川会長)

事務局から訂正文の確認をお願いしたい。

(事務局)

市の施策に協力するよう努める。

(飯野委員)

項目No.7.基本的施策の④が資料1と資料2で異なるため、揃えた方がよい。資料1の方は、差別的扱いを防ぐために何かに取り組む。資料2の方は、差別的扱いを防ぐことそのものに取り組むということで取組対象がよりシャープになる。皆さんの了解をいただけるのであれば、資料2の方が良いと思う。

(北川会長)

確かにそうだと思う。資料1の方を資料2の文章に統一していただく。

(大久保委員)

条例の名称について再度伺いたい。流山市は、男女共同参画に向き合ってきた自治体だとは思っている。これまでも、これからも、男女共同参画を推進していくことを明確にするためにも、どうして北上市のように条例の名称に男女共同参画を併記することが難しいのかということも再度伺いたい。条例の名称に男女共同参画を入れることが難しいのであれば、前に作っておくべきだったという話を前回聞いてはいるが、後日男女共同参画条例などをつくることは提案したい。

(北川会長)

男女共同参画はこれまでもプランを作成して積み重ねてきている。男女共同参画は道半ばということはこの自治体でもそうで、流山市でも同様。新しい条例をつくり、その次を目指すということで男女共同参画も包含されたものとして多様性を目指していくということだと皆理解しているところではあるが、男女共同参画と多様性を併記した条例の名称にできないかということについて、事務局から再度考えを伺いたい。

(事務局)

今まで流山市は男女の条例はつくっていないが、男女共同参画プランをベースに各担当課で計画に基づいた施策を続けている。男女共同参画を疎かにしているわけではなく、必ず取り組んでいくというベースがあり、さらなる男女共同参画の推進には多様性も含めて進めていくべきだという考えをもって、多様性を前面に出した条例としていることは変わりがない。まだ男女共同参画は途中だということは間違いなくそうである。国の基本計画でも、男女は多様性を包摂したものであって、それを進めることで男女共同参画も推進するということを前面に出している。流山市もそれに倣ったものとして考えたい。

また、今の段階の条例ではなく、5年先10年先を見据えて条例はつくらなくてはいけないため、条例の頭に「男女」を入れるのではなく、多様性を尊重するということで男女も含めたということを考えている。定義と施策の中に「男女共同参画の推進」を入れ、流山市は男女共同参画を推進しているということを出したいと考えている。

(北川会長)

私たちの思いと事務局の案はまったく同じこと。表現が異なってくるということはあるかもしれないが、これからの社会を目指してということで、男女共同参画のことも入っていて、私たちもしっかりみていきたいということには変わらない。将来を目指してということで、多様性の中に男女共同参画も包含したものとして進めていくということにしたい。

(大久保委員)

項目No.7.基本的施策①の文言が前回と変わっている。前は「男女共同参画を推進する」となっていたが、今回あえて「取り組む」という文言が追加された背景は何か伺いたい。

(事務局)

①から⑥の6項目を並べた時に、①だけニュアンスが違ったため表現を合わせた。

(大久保委員)

男女の問題は解消されていないと思っている。男女共同参画の推進が薄れることなく残してほしいと要望している。文字が変わったことで、確実に推進しようという市の姿勢の表れと考えて良いのか。文字を合わせているだけなのか、市として取り組んでいくという強い表れなのかということ伺いたい。

(事務局)

表現を揃えたということはあるが、男女共同参画の施策はこれまで通り進めていくという意味である。

(大久保委員)

これまで以上に取り組むということだと思ってよろしいか。

(事務局)

はい。

(飯野委員)

右の論点・考え方の整理等の中に「引き続き、男女共同参画の推進に取り組むことを明確にする」とある。「取り組む」とすることで明確になっていると理解して良いのではないか。

(北川会長)

項目No.2.定義の多様性に、括弧してダイバーシティと書いておいた方が良いのではないか。日本語の文章のため多様性だけでも良いかもしれないが、世の中ダイバーシティとなっていく趨勢にある。ここだけ「(ダイバーシティ)」と入れておけば、あとは多様性で良いと思う。

順番についても考えたい。項目No.6.差別的扱いの禁止等は考え方でもあるため、項目No.3.基本理念の次に入れてはどうか。その後も、市の責務の次に市民等の役割が入り、また市が行う基本的施策が入ってくるため、この順番も変えた方が良いのではないか。市民等の役割、次に市の責務、そして基本的施策とした方が良い気がするが、いかがか。事務局

の考えも教えていただきたい。

（飯野委員）

差別的扱いの禁止は、市としても市民としても従わなければいけない守るべきもののファンダメンタルな部分とすれば、基本理念の次は良い場所だと思う。市の責務と基本的施策を離すと少しぼけてしまうため、あくまでも市として取り組んでいくのであれば、市の責務のすぐ後に基本的施策を入れて、その次に市民としてどのような役割があるかとすれば、流れとしてはよろしいかと思う。

（事務局）

ここに提示しているのは、他市の条例の順番に合わせたものとなっているが、審議会の意見として順番を変えた骨子（案）は問題ない。

（北川会長）

計画の策定も市が行うため、計画の策定まで入れてから市民等の役割となる。目的、定義、基本理念、差別的扱いの禁止等、市の責務、基本的施策、計画の策定、市民等の役割、委任の順番でいかがか。

（伊藤企画政策課長）

審議会のご意見として順番を入れ替えて答申をいただくことは問題ない。一方で、法規担当と法令の協議があるため、変わってしまうかもしれないことをご了承いただきたい。皆様のご意見は尊重させていただくが、このままの順番でいくかはわからない。

（北川会長）

あくまでも審議会としての答申である。条例をつくる時には順番は変わるかもしれないということは審議会委員全員承知する。

（大久保委員）

項目No.7.基本的施策の③「多様性の理解を深める教育に取り組む」について。一保護者としても、今の状態で良いとはまったく思っていない。

実際に男女別登校もあり、そういうことを二度としないようにしてほしい。子どもの話を聞いていても、性的マイノリティの方を馬鹿にするような発言をしているということもある。取り組むというだけではなく、他の部署と連携して行ってほしい。この審議会で条例をつくったのであれば、今後評価もしていくのか。評価をしなくてはつくただけで終わりになってしまう。実行して初めて意味のあるものだと思うため、子どもに限らず他のことに関しても評価をしていくべき。

前回、防災のことについて、自治会は男性がメインのため防災危機管理課に働きかけてほしいと発言したが、女性なら誰でも良いわけではなく、リーダー的存在となる女性を入れるよう働きかけてほしいという意図であったため、訂正したい。平時にできないことは非常時にできないと言われている。普段から地域の防災を担当するところに女性、障害者、外国籍の方を入れていく。それも、とにかく誰か入れれば良いということではなく、きちんと発言ができて受け入れてもらえる人、リーダー的な人を入れていくように働きかけてほしい。そのことについても、取り組むということだけではなく、どれくらいできたのかという評価があった方がよい。

(北川会長)

条例ができてから、プランに落とし込み、具体的な施策になっていく。ここに記載されることが指針になるため、例えば書き方としてどのようなものかという提案があれば伺いたい。また、教育の分野からもいらっしゃっているため、ご意見をいただきたい。

(田中委員)

今回は条例をつくることがこの審議会での話し合いかと思うが、しっかり実行していかないと、机上の空論になってしまうといけない。決まったら校長会できちんと伝えていきたい。そして各学校でそういった教育が行われていくようにしていきたい。

(北川会長)

大久保委員が仰ったことは本当にやらなくてはいけないことだが、今

回は条例の大枠をつくるものであるため、細かいことは条例に基づいた具体的な施策で良いと思う。

（伊藤企画政策課長）

大久保委員が仰ったことは、具体的な取組の方でプランに反映させる。条例ではなく、資料2の答申書の「2 市の関係部署が連携して取り組む」「4 多様性を尊重する社会での教育への取組には、学校教育、地域社会での教育、家庭教育を含む取組とする」「5 防災・災害対応には、特に男女共同参画と多様性の視点に配慮した取組を強く要望する」などに反映している。この条例に基づき、その施策を達成するためにこれから計画をつくる。現在、男女共同参画プランの進行管理をいただいているが、同じような形で、この条例に基づく施策の進行管理についてもこの場でまたやらせていただきたいと考えている。

（北川会長）

男女共同参画でもやっているように、この条例に基づいたプランができてから、それを実行してその評価をしていくということである。

（大久保委員）

連携するという文言が入ったことは見て感じていたが、書くだけで終わらず、その先どうするのかという市の考えを聞きたいと思っていた。今の話で承知した。

（北川会長）

皆様の考えもこれでよろしいか。修正する箇所は読み上げたためご了解いただいたと思うが、私たちがどういうことに同意したかがわかるように、再度修正したものをお送りいただき、そして確定ということにさせていただきたい。

（伊藤企画政策課長）

確認という形で修正したものをお送りする。



(大久保委員)

定義について、男女共同参画の定義とするのであれば、基本法と同様に「機会が確保され」の後に「男女が均等に」という言葉を入れることも問題ないのではないか。

(北川会長)

最初に「男女が」とあり、また「男女が均等に」と入ると重複するため、最初の部分を「男女が均等に」としてはいかがか。

(事務局)

男女が均等に、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができることをいう、とする。

(北川会長)

皆様も他に言い残したことなどがあればお願いしたい。なければ、これで合意を得たということにさせていただきます。

市長への答申について、もしかしたら「てにをは」が変更になるかもしれないが、一任いただきたい。決して内容を変えるということはない。

答申の日時について事務局から提案をいただきたい。

(事務局)

今日修正したものを一度皆様にお返しし、ご確認いただいたうえでということにはなるが、7月25日(月)に第4回の審議会を開催し、その中で会長から市長へ答申をしていただきたいと考えている。

第4回の審議会を7月25日(月)午後2時から、庁議室で予定している。内容は、ご審議いただいた男女共同参画の新たな施策についての諮問に対する答申を行っていただくことと、第4次男女共同参画プランの令和3年度の事業評価の報告を予定している。予定が変更となった場合は通知をもってお知らせする。改めて開催通知でお知らせするが、ご出席をお願いしたい。

(伊藤企画政策課長)

今日の会議の冒頭に話があったように、資料をお送りするのが大変遅くなり申し訳ございませんでした。修正したものについては速やかに作業し、前日ということがないようにお送りしたいと思う。

改めて、貴重なご意見を多数いただいた。答申に向けて概ねまとまったかと思うが、それもひとえに皆様のおかげである。次回は男女共同参画プランの進行管理もあるため、引き続きご協力をお願いしたい。

(北川会長)

以上をもって、令和4年度第3回流山市男女共同参画審議会を終了とする。